

令和7年度難病患者等ホームヘルパー養成研修実施要領

1. 目的

この研修は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第28条により定められた「療養生活環境整備事業実施要綱」に基づき、難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために、必要な知識及び技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。

2. 主催

国保・健康増進課、県立保健所

3. 日時

令和8年2月6日(金) 13:00~17:45 (受付12:30~)

4. 場所

長崎県庁、各県立保健所・振興局内等(TV会議システム利用可能な会場)

5. 実施方法

TV会議システムを利用し、本庁と各保健所、講師をつなぎ実施する。

ただし、「保健所の難病に関する行政施策」以降については各保健所で個別に実施する。

(詳細は、別添プログラム参照)

6. 対象者

介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士

7. 研修カリキュラム

難病基礎課程Ⅰ(詳細は、別添プログラム参照)

8. 修了証書の交付

研修修了者には修了証書及び携帯用修了証明書を交付する。

※30分以上遅刻された場合は修了証の発行はできません。

9. 受講料

受講料は無料

ただし、テキスト代(税込1,980円)を実費徴収する。なお、振込手数料がかかる場合、別途徴収させていただく場合があります。(既に購入済みの方は購入不要)

※使用テキストは、(株)社会保険出版社発行の『難病法施行後の難病患者等ホームヘルパー養成研修テキスト』である。